

政策公約からみた韓国障害者政策の現局面

孔 栄 鍾

[抄 録]

本稿では、近年の韓国大統領選挙における障害者団体の要求公約および各候補が政策公約として掲げた主要障害者政策の内容を比較分析し、韓国障害者政策の現局面を明らかにした。その結果、この10年の大統領選挙において、保守政党と進歩政党の各候補が共通して障害者団体の要求を積極的に政策公約へ反映していることが分かった。さらに、主要障害者政策公約の内容分析から、近年の韓国障害者政策では一貫して政策パラダイムの変化、すなわちニーズパラダイムから権利パラダイムへの転換が見られていることが確認できた。

これは、保守政党と進歩政党の対立が激しく、周期的に政権交代がなされる中で、各政権によって政策の優先度や方向性が大きく変わってきた韓国政治状況を考えると、異例的なものであると言える。その背景としては、大統領選挙や総選挙など主要選挙において、①障害者団体の連帯および運動が積極的に戦略的に行われていること、②障害者投票権者の増加および障害者の政治参加の拡大が政治的影響力を行使していること、③障害者にかかる国際的な取り組みが進展しているなかで、先進国化への志向が強い韓国では国際的協調の下に政治理念を超えた政策的合意が容易であること、などが挙げられる。

キーワード：韓国障害者政策，政策公約，障害者権利保障法，政策パラダイム

1 はじめに

本稿の目的は、この10年⁽¹⁾の韓国大統領選挙で提示された主要障害者政策公約を切り口にして、韓国障害者政策の現局面を明らかにすることにある。

韓国 Gallup 調査研究所では 2012 年から『大統領選挙事後調査』を実施しており、なかでは大統領候補別投票理由についても分析を行っている。その結果を見ると、まず 2012 年の第 18 代大統領選挙においては、当時の朴槿恵候補に対しては「信頼できる」(22%)、「政策公約」(14%) などが、文在寅候補に対しては「政権交代」(26%)、「政策公約」(20%) などが各候補に投票した主な理由として挙げられている。また以降の第 19 代・第 20 代大統領選挙（2017 年・2022 年）においても、選挙当時の社会情勢や状況によって多少の差はあったものの、大統領を選ぶ理由として「政策公約」が上位に位置していることは、注目に値する。

とくに、障害者においてその傾向は顕著である。韓国障害者総連盟（2013）の『障害者有権者意識調査結果』によると、選挙で支持候補の選択時に最も優先的に考慮することとして「政策公約」(44.2%) が挙げられている。「公約」そのものが持つ象徴性はもちろん、政策や法制度は障害者やその家族にとって生活のありようを規定しようという側面からも、政策公約の持つ意義は大きいのである。それゆえに、障害者団体等は大統領選挙の際に各候補者の選挙キャンペーンに直接的に関わって、障害者政策に関する意見を積極的に開陳している。また選挙後も様々なルートを通じて継続的に政策公約を履行するよう新政権に働きかける。そのため、大統領選挙期間中に提示される政策公約には、当時の障害者にかかる懸案や政策課題が最もよく表れると考えられる。本稿で政策公約に着目した理由はそこにある。

本稿の前半では、まず研究目的を達成するための基礎知識として、韓国障害者政策について概観する。そのうえで、2012 年の第 18 代大統領選挙・2017 年の第 19 代大統領選挙・2022 年の第 20 代大統領選挙の際に提示された主要障害者政策公約の内容を、障害者団体の要求案と比較分析する。

結論から言うと、この 10 年の大統領選挙において、①保守政党と進歩政党の主要候補者が共通して障害者団体の要求を積極的に政策公約へ反映してきていること、②主要障害者政策公約の内容分析から、近年の韓国障害者政策では一貫して政策パラダイムの変化、すなわちニーズパラダイムから権利パラダイムへの転換が見られていること、が確認された。

これは、保守政党と進歩政党の対立が激しく、周期的に政権交代がなされる中で、各政権によって政策の優先度や方向性が大きく変わってきた韓国政治状況を考えると、異例的なものであると言える。本稿の後半では、その背景についても言及する。

2 韓国障害者政策の概観

(1) 韓国障害者の状況

① 障害者の定義

韓国における障害者の法的定義は、障害者福祉法の第 2 条（障害の定義）により規定されている。その規定には、「障害者⁽²⁾は身体的・精神的障害により、長期にわたり日常生活または

社会生活に相当な制約を受ける者」と定義しており、障害の原因を医学的にのみ捉えている一方で、それによる結果については社会生活までを含んだ社会モデルで捉えていることがわかる。

また、障害類型については障害者福祉法施行令に規定しており、具体的に「肢体障害、脳病変障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、顔面障害（以上、外部身体機能障害）、腎臓障害、心臓障害、呼吸器障害、肝障害、腸瘻・尿瘻障害、てんかん障害（以上、内部器官障害）、知的障害、精神障害、発達障害（自閉症）」の15種類³⁾に分類している。

これに該当する障害者は、同法第32条（障害者登録）に基づき、住所地管轄の邑・面・洞住民センターで障害者登録申請を行うことにより、障害審査専門機関である国民年金公団にて2人以上の専門医が参加する医療諮問会議から審査を受け、審査結果によって正式に障害者として登録されることになる。

② 障害者人口の現況

保健福祉部の『障害者実態調査』データによると、2021年現在の登録障害者数は264万5千人（全人口の5.1%、うち重度37.2%・軽度62.8%）に上り、90万人程度であった2000年に比べて大幅に増加していることが分かる。このような傾向は、障害者発生率が急激に上昇したというよりは、障害者登録率の拡大と関わっていると考えられる。同データの「障害者推定数および障害登録率の変化推移」をみると、2005年の障害者登録率は79.1%（障害者推定数214万8千人のうち、登録障害者数169万9千人）にとどまっていたが、2017年には94.1%（障害者推定数266万8千人のうち、登録障害者数251万1千人）まで増加しているのである。

これは、障害範囲の拡大や障害判定基準の変化などが影響していると考えられるが、障害者政策の発展・障害福祉制度の拡大とも深く関係していると推測される。とくに、2000年以降からは障害者の日常生活にかかる医療・雇用政策や各種手当、福祉サービス等が拡大され、それに対する障害者と家族の福祉ニーズや需要の増加などが障害者登録を促したと考えられる。

(2) 韓国障害者政策の発展過程

韓国における障害者政策は、第二次世界大戦終戦からまもなく勃発した朝鮮戦争による孤児や障害児に対する収容・救護を中心に推進されていたが、1981年国連が指定した「国際障害者年」を契機に、1980年代からは障害者福祉にかかわる研究および政策が本格的に推進され始めた。1981年には障害者福祉の基本法となる「心身障害者福祉法」が制定され、1989年に「障害者福祉法」に全面改正された。また1988年ソウルパラリンピックの開催直前の1987年には障害者登録モデル事業が始まり、1988年に全国に拡大された。

1990年には「障害者雇用促進法」が制定される一方で、低所得の重度障害者などを対象とする手当支給および医療費支援も同時に施行された。また1997年には「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法律」が制定されており、1998年には「障害者人権憲章」が公布さ

政策公約からみた韓国障害者政策の現局面（孔 栄鍾）

れるなど、1990年代に入ると、さらに障害者の権利保障のための基盤が構築されることになった。そして1998年に「第1次障害者福祉発展5か年計画」⁽⁴⁾が策定・施行されて以来、障害者のためのバリアフリー設備の拡大、障害手当の導入、障害者差別禁止等に関する法律の制定、活動補助支援事業の実施など、障害者の生活全般に係る政策が飛躍的に拡大・発展していく。

とくに2000年代には、民主主義と人権に対する意識が高まる中で、移動権運動など重度障害者を中心に社会的権利を要求する運動が全面に登場した。そして、2008年12月に国会の批准同意を経て、2009年1月に国内発効した国連の障害者権利条約の下で、重度障害者の要求は政府政策にも反映され始め、重度障害者の社会活動を支援する制度的条件も徐々に体系を整えてきた。2010年には18歳以上の重度障害者を対象とする「障害者年金法」が制定され、2011年には「障害者活動支援に関する法律」、「障害児童福祉支援法」などが制定されるに至った⁽⁵⁾。

近年では、福祉、健康、教育、文化、経済活動、社会参加、権益増進など、各分野にわたって障害者の地域社会での自立生活を可能とする包括的な支援体制の構築が、政府の重要な障害者政策の課題として推進されている。

表1 韓国障害者政策の体系

| 区分 | | 内容 |
|---------|-----------|---|
| 所得保障 | 所得補填 | 基礎生活保障、障害年金、障害者年金（基礎） |
| | 追加費用 | 障害者年金（付加）、障害手当、障害児童手当 |
| 保健医療・教育 | | リハビリテーション（国立リハビリテーションセンター、地域社会中心リハビリテーション事業：CBR） 特殊教育（特殊学校、一般学校：特殊クラスまたは統合クラス） |
| 雇用支援 | 障害者義務雇用 | 1990年に障害者義務（法定）雇用率制度がスタート *2021年現在、国や自治体、公共機関等は3.4%、常用労働者50人以上の民間企業には3.1%の障害者義務雇用率が適用 |
| | 障害者企業の育成 | 2005年に「障害者企業活動促進法」が制定 2007年に「社会的企業育成法」が制定 *2017年現在、障害者企業は約4万箇所 |
| 福祉サービス | 障害者活動支援事業 | 2007年「老人長期療養保険」の導入を起点として、本格的に施行 *支援対象：6歳以上65歳未満の登録障害者（支援給付1-15区間） *支援内容：活動補助、家事、訪問入浴、訪問看護など |

（出所：保健福祉部ホームページの「障害者政策」内容を参照にして筆者作成）

3 近年の韓国大統領選挙における主要障害者政策公約

ここからは、この10年間（2012～2022年）で実施された3回の大統領選挙において各時期の主要候補者らが提示した障害者政策公約を障害者団体の要求案と比較検討してみる。

(1) 第18代大統領選挙における障害者政策公約

まず、2012年12月に行われた第18代大統領選挙では、当時の主要候補であった朴槿恵候補と文在寅候補の接戦が繰り広げられた結果（全体投票率77.1%）、得票率3.6%の差で朴槿恵候

補が大統領に当選した。選挙の期間中には保守政党と進歩政党の競争ほど熱かったのが、経済・労働、国防・外交、教育、福祉など主要国政懸案に対する政策公約と、それをめぐる論争であった。一方、障害者政策においては、当時の障害者団体の公約要求案が大筋で合意された形で主要候補らの政策公約に反映され、今後の障害者政策推進に対する期待感を高めた。

表2は、当時の障害者団体からの要求案と朴槿恵候補・文在寅候補の主要障害者政策公約を比較したものである。両候補の政策公約を見てみると、保守政党と進歩政党の競争構図の中でも、共通して障害者団体の要求案を積極的に受け入れていることが分かる。とくに、これまで主な政策議論の対象から外されていた障害等級制や扶養義務者基準の廃止が重要政策公約に採択され、政策ア젠ダーとして位置づけられたのは、韓国障害者政策の大きな転機であったと評価されている。

表2 第18代大統領選挙における障害者政策公約

| 障害者団体（大選障害者連帯）要求公約 | 候補別公約 | | |
|-------------------------|--------------------------|---|---------------------------|
| | 朴槿恵（保守政党） | | 文在寅（進歩政党） |
| 障害者権利保障法の制定 障害等級制の廃止 | 障害者権利保障法の制定 障害者等級制の改善 | ▲ | 障害者権利保障法の制定 障害等級制の廃止 ● |
| 障害者活動支援の24時間保障 | 対象および給付量の拡大 | ▲ | 時間上限の廃止 ● |
| 発達障害者法の制定 | 発達障害者法の制定 | ● | 発達障害者法の制定 ● |
| 手話言語基本法の制定 ろう教育環境の改善 | 手話言語基本法の制定 ろう文化支援法の制定 | ● | 関連法の制定及び政策の拡大 ● |
| 障害者年金の引き上げと対象の拡大 | 重度障害者の基礎年金を導入 | ▲ | 段階的拡大 ● |
| 低床バスの100%導入等による移動権保障 | 運営規模の拡充 | ▲ | 50%まで段階的に拡大 ▲ |
| 障害者の雇用義務活性化による働く場の拡大 | 雇用時インセンティブの導入 | ● | 義務雇用対象の拡大 ● |
| 特殊教師の法定定員の確保 | 学級・教員の拡充 | ● | 段階的増員 ● |
| 公共賃貸の拡大による住居権保障 | 公共住宅普及の活性化 | ● | 住居供給及び住居費支援 ● |
| 公共医療体系の強化による健康権保障 | 圏域別病院の拡充 精神保健事業支援 | ● | 病院の拡充 拠点病院の指定 ● |
| 障害者の文化芸術及び体育の活性化方案の整備 | 支援の拡大 | ● | 法整備及び関連政策の拡充 ● |
| 国民基礎生活保障法の扶養義務者基準の廃止 | 基準の緩和 | ▲ | 中長期的に検討 ▲ |

（出所：ヨン，2013：163-167の内容を筆者再構成）

(2) 第19代・第20代大統領選挙における障害者政策公約

このような傾向は、2017年の第19代大統領選挙と2022年の第20代大統領選挙においても踏襲された。ところか、前政権で実現できなかった政策公約あるいは検討・議論にとどまっていた政策案の現実化が求められ、主要候補らは核心的な障害者政策の法制度化を全面的に政策公約として提示した。

第19代大統領選挙においては、朴槿恵大統領の弾劾により政権交代が確実であったなか、有力候補であった文在寅候補は前回の大統領選挙時と同様に、障害者団体の要求案を積極的に政策公約として採択した。また、障害大学生の進路・就労教育の強化や4次産業革命に対応するための障害者に対する技術開発の推進・拡大など、独自の政策公約も提示していた（表3）。

政策公約からみた韓国障害者政策の現局面（孔 栄鍾）

さらに、当選後に公表された文在寅政府の国政課題では、障害者関連政策の決定方式を国務総理傘下組織から大統領傘下の国家障害者政策調整委員会（長官級）に格上げして政策を調整しようとする試みなど、政策基調の転換もみられた。

なかでも脱施設化と自立生活保障は、自立生活に必要な基本的福祉ニーズの充足にとどまるのではなく、地域のなかで同等な選択権を持つ市民としての地域共同体へ参加を「公的（国家責任）」のもとで保障するという意味をもつものである。それを実現するためには、住居・移動・福祉サービス・所得保障・雇用支援など障害者に対する総合的な支援体系の構築が重要な政策課題となるのであろう。

表3 第19代大統領選挙における重要障害者政策公約

| 2017大選障害者連帯 | 2017大選障害者差別撤廃連帯 | 文在寅公約 | |
|---------------------|-----------------|-------------------------------|---|
| 障害者人権及び権利保障対策の策定 | 障害者権利保障法の制定 | 障害者権利保障法の制定 | ● |
| 女性障害者総合支援体系の構築 | 障害女性の権利保障 | 女性障害者支援法の制定 | ● |
| 障害者年金の引き上げ及び対象拡大 | 障害者標準所得の導入 | 基礎年金・障害者年金（基礎給付）の引き上げ | ▲ |
| 脱施設・自立支援体系の全面改善 | 脱施設・自立生活権利保障 | 脱施設など地域社会定着環境の助成 | ● |
| 個別ニーズと権利ベースの支援体系の構築 | 個別支援体系の構築 | 総合支援体系の構築 | ● |
| | 障害等級制の廃止 | 障害等級制の段階的廃止 | ▲ |
| | 扶養義務者基準の廃止 | 扶養義務者基準の廃止 | ● |
| | | 障害大学生の進路・就労教育の強化、4次産業革命への対応など | — |

（出所：イほか，2017：5-13の内容を筆者再構成）

一方、再び保守政党への政権交代が行われた第20代大統領選挙においては、障害者政策公約をめぐる障害者基本所得や個人予算制の導入など、また従来とは違う先進的な政策をめぐる更なる論議がなされるようになった（表4）。選挙結果では、得票率0.73%（24万7077票）差で保守政党の尹錫悦候補が当選され、とくに核心公約として掲げた個人予算制度の導入に対する賛否をめぐる論争が始まっているところである。

表4 第20代大統領選挙における重要障害者政策公約

| 2022大選障害者連帯 | 候補別公約 | | |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| | 尹錫悦 (保守政党) | 李在明 (進歩政党) | |
| 障害者登録の廃止 | — | 障害者登録制の廃止・障害者サービス申請制の導入 | ● |
| 個人予算の導入 | 個人予算制の導入 | ● | — |
| 国家障害者委員会の設置 | — | 現行の国務総理傘下障害者政策調整委員会を大統領直属国家障害者委員会へ格上 | ● |
| 障害者基本所得・障害者年金の拡大 | 障害者年金を通じた所得および社会参加の支援 | ▲ | 障害者年金・障害手当の対象拡大 ▲ |
| 障害者の最低賃金適用除外の廃止 | — | 最低賃金適用除外対象に対する賃金補助制度の導入 | ▲ |
| 住居サービスの強化・公共住宅供給の拡大 | 施設居住障害者の地域社会自立のための住宅および住居サービス支援 | ● | 地域社会自立生活支援・障害者支援公共住宅の拡大 ● |
| 障害者災害安全部署の新設 | 災害安全情報提供の義務化 | ▲ | 障害者災害政策を総括する全但部署の設置 ● |

(出所：表2と表3を参考にして筆者作成)

次章では、これまで確認したこの10年の大統領選挙で政策公約として提示された主要障害者政策公約のうち、現在まで核心公約として論議されてきている「障害者権利保障法および脱施設など地域社会定着支援政策」と「個人予算制度」を中心に、その具体的な内容とそれをめぐる議論を分析し、韓国における障害者政策の現局面を明らかにする。

4 韓国障害者政策の現局面

(1) 障害者権利保障法の制定・脱施設など地域社会定着支援政策

障害者権利保障法は、2012年の第18代大統領選挙期間中に障害者団体が障害等級制の廃止を求めるとともに、障害当事者中心のカスタマイズ型統合支援体系の構築や権利擁護制度の導入などを要求するなかで登場した用語であった。その後、2013年には障害者権利保障法制定連帯が発足し、法案作成と意見集約・修正過程を経て具体化され、2017年の第19代大統領選挙の際に重要障害者政策公約の一つとして取り上げられた(イほか、2017:9)。これにより、障害者権利保障法をめぐる論点は「要求」から「履行」へ転換された。

障害者権利保障法案の具体的な内容を見てみると、現行の障害者福祉法の限界を指摘しながら、まず障害の定義に関しては、医学的観点にとどまらず社会的要因に着目して障害をとらえようとしている。また、それを通じて既存の障害判定及び登録制度の廃止を前提に、医学的損傷などによる障害及び健康状態に加え、生活領域全般にかかる福祉ニーズやサービス(ケア)の必要度等が総合的に評価できるような「サービス支援総合調査」の導入などが盛り込まれている。ほかにも、障害者の所得保障体系や福祉サービスの統合的な支援体系の構築など、障害者権利条約の内容を実現させるための政策方向性(基本法的内容)が提示されている。

ところで、近年の韓国障害者政策をめぐる議論の中でも、「脱施設」と「自立生活」は重要なキーワードとなっており、とくにそれらを実現するための必修条件として障害等級制・扶養義務制・障害者受容施設の廃止を求める運動が拡大している。第19代大統領選挙における政策公約で「脱施設など障害者の地域社会定着のための生活環境の助成」が主要候補らを通して提示され、脱施設支援センターの設置・自立支援金の支給・賃貸住宅の拡充・脱施設障害者の扶養義務者規定適用の優先廃止等の推進が具体的な施策として掲げられた。実際に、文在寅政府の国政課題では、「施設中心の観点から脱施設-地域社会自立生活政策への転換」を実現するためのロードマップが公表されるに至った。

現在、「障害者権利保障法律案」と「脱施設支援関連法律案」が国会に発議されており、2022年4月7日には国会保健福祉常任委員会にて両法律案に対する初公聴会が開催された。公聴会では、法制定の必要性については共感する一方で、方法論については無条件的な脱施設政策を懸念する声も上がっているなど異論も見られている⁽⁶⁾。

(2) 個人予算制度

第20代大統領選挙において尹錫悦候補の代表的障害者政策公約として提示された「個人予算制度」は、障害者個別のニーズに合わせて福祉サービスを購入できるように現金またはパウチャーなどを支給する制度で、支給された予算の中で活動支援サービスの利用や補装具の購入、リハビリサービス、教育費、交通費などを支払うように設計し、障害者本人の選択の幅を拡大するというのが制度の目的である。

個人予算制をめぐるのは2010年頃から研究や討論が行われてきたが、大統領当選者の公約として提示されることで、今後は現実政策として制度導入をめぐる論議の本格化が予想される。個人予算制度が導入されれば、障害者本人が必要な時に必要なサービスを決めるという点で「選択権」と「自己決定」の保障が実現されると期待されており、必要とする福祉サービスを適切に提供できる制度として評価されている。

しかし一方で、全国障害者差別撤廃連帯などの障害者団体は反論も提起している。障害者予算や提供可能なサービスの種類・量などが絶対的に不足している状況では、選択権が与えられても自己決定の保障は期待し難いという指摘である。尹錫悦政府や与党側では、「個人予算制導入とサービス総量拡大を並行する」という意志を示しているが、それを実現するためのインフラ構築や制度的整備、福祉サービスの拡大などに対する具体的な方案は提示しておらず、制度導入のための課題は山積しているように見える⁽⁷⁾。

(3) 近年における政策公約の内容分析からみた韓国障害者政策の現局面

以上で確認した近年の大統領選挙における障害者政策公約の分析からは、次のような観点から従来とは違う障害者政策をめぐる論点の変化が見られている。

まず、これまで多くの問題が指摘されてきた障害等級制をめぐって、医学的判断による障害等級による給付・サービスの提供を廃止し、障害の特性とニーズに合った個別化されたサービス支援体系を設ける試みが政策公約に含まれた。これは、「カスタマイズ型政策」を標榜した障害児・者の教育、障害年金の現実化、医療保障の拡充、移動権保障のための交通施設の拡充など、サービス体系の確立および制度的保護装置の拡充が図られたものである。すなわち、障害者のニーズに対応するための具体的な法制度の制定または改善を通じた実質的な福祉実現を図ろうとする政策への質的变化が見られているのである。

さらに、障害者の中でも制度の狭間に置かれていた発達障害や女性障害者に対する支援体制や権利確保のための法制定の必要性も強調されるようになった。とくに、「検討」にとどまっていた障害者権利保障法や脱施設支援関連法律の制定に向けて本格的な論議がはじまり、それらを実現するための具体的な政策課題が可視化される過程で、積極的な権利保障としての政策パラダイムの変化も見られている。つまり、需要者中心・カスタマイズ型統合支援を重視する「ニーズパラダイム」から障害者本人の選択権・自己決定の保障を実現しようとする「権利パラダイム」への転換が見て取れる。

整理すると、近年の韓国では障害者政策に限ってみれば、実質的な自立生活と社会参加の実現や非能力主義に基づいた平等社会の実現といった政策目標が徐々に明確化されてきており、その過程で障害当事者を福祉の対象から権利行使の主体として捉えようとする転換期を迎えていると言える。

5 おわりに

本稿では、近年の韓国大統領選挙における障害者団体の要求公約および各候補が政策公約として掲げた主要障害者政策の内容を比較分析し、韓国障害者政策の現局面を明らかにした。その結果、この10年の大統領選挙において、障害者団体の要求を積極的に受け入れ政策公約に反映してきており、それゆえに近年の韓国障害者政策ではニーズパラダイム（主体は政策立案者＝カスタマイズ）から権利パラダイム（主体は当事者本人＝自己決定）へと、政策パラダイムの転換（主体の転換）がなされてきていることが確認できた。

それを可能とする背景としては、以下のようなものが考えられる。

第一に、障害者団体の連帯および運動が積極的で戦略的に行われていることである。

第二に、障害者投票権者の増加および障害者の政治参加の拡大が政治的影響力を行使していることが考えられる。

第三に、障害者にかかる国際的な取り組みが進展しているなかで、先進国化への志向が強い韓国では国際的協調の下に政治理念を超えた政策的合意が容易であることが挙げられる。

これらに関してはより詳細な検証が必要となるため、今後の研究課題としたい。

最後に、どんなに優れた政策であっても、その政策が障害当事者や家族の生活実態から議論されたものでなければ、政策目標を失い、困っている当事者の福祉や権利保障は実現できない。言い換えれば、政策によって一人一人の当事者や家族の生活がどのように変わって（改善して）きているか、その手が外に出られない・声を出せない当事者まで届いているかを検証することの重要性は言うまでもない。さらには、その政策だけでは解決されない生活困難や新たに発生する生活課題など、その実態をどう認識し把握していくのかは、政策を議論するうえで最も大きな課題であるということ、ここに強調しておきたい。

〔注〕

- (1) 分析期間をこの10年に設定した背景には、2012年・2017年・2022年の大統領選挙において保守→進歩→保守に政権が変わっており、各時期に提示された政策公約の傾向やそれをめぐる論議の比較検討が可能であると想定したためである。
- (2) 韓国では「障碍人」という表記を使用しているが、本稿では「障害者」に統一して表記する。
- (3) 韓国における障害類型の分類は、1988年の5種類（肢体、視覚、聴覚、言語、知的障害）から始まり、2000年に脳病変、自閉、精神、腎臓、心臓障害を加えた10種類となり、2003年にはさらに呼吸器、肝、顔面、腸瘻・尿瘻、てんかんを加えて現在の15種類に拡大してきている。
- (4) 「第1次障害者福祉発展5か年計画」は、障害者団体や雇用関連団体、学界などの意見を集め、政府内の各省庁が協力し合って策定した韓国初の中長期障害者福祉政策である。第1次計画（1998年）から第3次計画（2008年）までは「障害者福祉発展5か年計画」という名称で策定・施行されてきたが、2013年の第4次計画から「障害者政策総合計画」に名称を変えて、2022年現在、第6次障害者政策総合計画（2023～2027）の策定に向けた論議が進められている。
- (5) 以上の内容は、保健福祉部ホームページに掲載されている「障害者政策—政策の理解」の内容を参照にして作成した。
- (6) ジャーナル THE INDIGO, 「障害者脱施設、選択権の尊重? …法制定には共感・方向論には差異」(2022年4月8日, <https://theindigo.co.kr/archives/31717>) を参照。
- (7) ジャーナル THE INDIGO, 「尹当選人の障害者公約、個人予算制の初議論…度乳は時間の問題」(2022年4月1日, <https://theindigo.co.kr/archives/31436>) を参照。

〔参考文献〕

- イスンギ (2015), 「障害等級制廃止の論議経過および争点を通じた代案考察」『障害と雇用』25, 149-168 (韓国語)
- イホソン・ゴアラ・イムスギョン (2017), 「新政府の障害者政策主要公約分析」『韓国障害者開発院』政策17-09 (韓国語)
- 韓国 Gallup 調査研究所 (2012), 「第18代大統領選挙事後調査」(<https://www.gallup.co.kr/gallupdb/reportContent.asp?seqNo=375>, 最終アクセス 2022/11/9) (韓国語)
- 韓国 Gallup 調査研究所 (2017), 「第19代大統領選挙事後調査」(<https://www.gallup.co.kr/gallupdb/reportContent.asp?seqNo=831>, 最終アクセス 2022/11/9) (韓国語)
- 韓国 Gallup 調査研究所 (2022), 「第20代大統領選挙事後調査」(<https://www.gallup.co.kr/gallupdb/reportContent.asp?seqNo=1278>, 最終アクセス 2022/11/9) (韓国語)
- 韓国障害者総連盟 (2013), 「障害者有権者意識調査結果」『韓国障総障害者政策レポート』305 (韓国語)
- 金明中 (2021), 『韓国における社会政策のあり方—雇用・社会保障の現状とこれからの課題』旬報社

- キムミョンヨン (2020), 「障害者権利保障法 (案) と脱施設政策の立法方案」『法学論叢』32 (3), 545-581 (韓国語)
- キムソンヒ (2018), 「障害者政策総合計画の現況と発展方案」『保健福祉フォーラム』258, 62-71 (韓国語)
- 国民の力 (2022), 『第 20 代大統領選挙国民の力政策公約集』(韓国語)
- 鈴木勉・田中智子 (2019), 『新・現代障害者福祉論』法律文化社
- ヨンミョンモ (2013), 「朴槿恵政府の国政課題と障害者政策の分析」『韓国障害者雇用公団雇用開発院 (2013 随時課題資料集)』, 159-183 (韓国語)
- 全国障害者差別撤廃連帯 (2017), 『2017 大選障害者差別撤廃連帯政策要求案』(韓国語)
- 2017 大選障害者連帯 (2017), 『2017 大選障害者連帯障害界要求公約集』(韓国語)
- 2022 大選障害者連帯 (2021), 『2022 大選障害者連帯障害者公約要求案』(韓国語)

(ごん よんじょん 社会福祉学科)

2022 年 11 月 15 日受理

